

平成 22 年 3 月 3 日
内 閣 府

祝日法改正に関する論点

1. 祝日法は議員立法

国民の祝日は「国民の祝日に関する法律」において「国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日」とされており、国権の最高機関である国会で議論し決定すべき事項であるとの考え方から、一部の例外（皇位継承に伴う祝日の移動等）を除き議員立法で制定・改正が行われてきている。

したがって、祝日法改正案の立案については、国会（内閣委員会）との調整が必要。

2. フランスやドイツは「学校休業」の分散

第 1 回休暇分散化ワーキングチームの資料によれば、フランスやドイツの例は「学校の休暇」や「企業の休暇」の分散化の取り組みであり、「祝日」の分散化ではない。

3. その他

「A 案：GW の地域分散」や「B 案：秋の大型連休の創設（地域別に分散して設定）」については、以上のほか、祝日法との関係で次のような論点が考えられる。

- ・現在、「祝日は休日」とされているが、「休日とならない祝日」ができることをどう考えるか？
- ・現在、祝日法は、祝日は「国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日」とであるとし、そのために祝日を「休日」としている。祝日を休日ではない記念日とし、休日を地域別に分散化することを、祝日法の立法趣旨との関係でどう考えるか？